

計画の概要

○計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画
- ・女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」及び配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を一体的に策定

○計画期間 令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度まで

基本的な考え方

1

- ・男女ともに自分らしく希望する生活ができるよう、ライフステージに応じた支援や家庭・地域での活動支援
- ・男女の健康への支援や相互理解のための普及啓発等を実施

2

- ・女性活躍推進条例（※）の制定を踏まえ雇用・就業分野での女性活躍を重点化
- ・仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成など男女ともに働きやすい職場環境づくり

3

- ・誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる社会を目指し、性暴力・性犯罪等の防止や社会参画しやすい環境づくり

4

- ・配偶者暴力防止法に基づく対策を実施

施策の推進に向けて

- ✓ 4つのビジョンを通じた基本理念の実現に向け8つの政策の柱を立て、施策を推進
- ✓ 数値目標を充実させるとともに、毎年度アクションプランを更新・公表し、達成度合いを可視化
- ✓ 第三者機関に報告し意見を庁内にフィードバック、PDCAサイクルを徹底
- ✓ 計画を一層推進するため広報・啓発活動を充実

（※）東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例

基本理念

誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会

ビジョン1 男女ともに自分らしく希望する生活ができる社会の実現 ～自分らしく生きていく～

- 政策の柱1 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- (1) 結婚・妊娠・出産・育児・介護等の応援
 - (2) 就学・就職の進路選択の拡大
 - (3) ひとり親などが直面する困難に対する支援
- 政策の柱2 家庭・地域での活動支援
- (1) 家事・育児分担に関する取組
 - (2) 健康に向けた支援・スポーツでの後押し
 - (3) 地域活動への参画

ビジョン3 男女平等を阻む意識の改革や環境整備 ～ささえる、ひろめる～

- 政策の柱5 男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動
- (1) 固定的性別役割分担意識の解消、性別に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に係る啓発
 - (2) 男女平等参画の視点の一層の推進
- 政策の柱6 安心して暮らせる環境づくり
- (1) 痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為の防止
 - (2) セクシュアル・ハラスメント行為等の防止
 - (3) 社会施設における設備等の整備
 - (4) 女性防災人材の育成

ビジョン2 雇用・就業分野における女性活躍の推進 ～女性がいきいき働ける～

- 政策の柱3 女性の選択肢の拡大
- (1) 仕事経験を通じた成長機会の提供
 - (2) 固定的性別役割分担の見直し、将来を担う子供・若者の可能性の拡大
 - (3) 女性経営者や起業家等への支援
- 政策の柱4 企業の持続的な成長
- (1) 男女ともに両立支援制度が利用しやすい組織風土の醸成
 - (2) 日本型の労働慣行の見直し
 - (3) 女性の就労環境の整備や改善の支援
 - (4) 多様性ある組織づくり

ビジョン4 配偶者暴力対策 ～男女間のあらゆる暴力の根絶～

- 政策の柱7 切れ目のない支援体制の整備
- (1) 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
 - (2) 多様な相談体制の整備
 - (3) 安全な保護のための体制整備
 - (4) 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 政策の柱8 関係機関の連携・人材育成
- (1) 関係機関・団体の連携推進
 - (2) 人材育成・調査研究の推進